

公立大学法人神戸市看護大学研究倫理規程

2019年4月1日

規程第106号

公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）は、看護学の教育研究機関として、優れた看護専門職の育成及び看護学の発展と継承を目指す新たな知識と技術の探求を通じて、その成果を広く社会に還元することにより、地域医療をはじめ市民の健康と福祉の向上に寄与するものである。

法人に課せられたこのような使命と責務を果たすためには、研究者の主體的な研究活動の自由と自治が保障されることが前提にある一方、研究者自身が、自由な研究活動は社会からの信頼と付託があつて初めて成り立つものであることを自覚し、その行動を厳正に律することが求められる。

このような理念の下、法人は研究者の自律性に依拠し、全ての学術分野に共通する研究倫理に関する規程を定める。法人において研究活動に携わる全ての者は、法令を遵守すべきことは言うまでもなく、定められたこの規程を遵守することによって社会的信頼を得られるよう努めなければならない。

（目的）

第1条 この規程は、法人及び研究に従事する全ての研究者が遵守する事項を定め、法人における学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「研究」とは、全ての学問分野において、新たな知識若しくは技術を生み出す活動又はそれらの知識を活用することをいう。

2 この規程において「研究者」とは、研究に携わる教員、学生その他の者をいう。

（法人の責務）

第3条 法人は、この規程の周知徹底を図り、研究倫理に関する意識の啓発に努めるとともに、諸規程の整備その他必要な措置を講ずる責務を有する。

（研究者の責務）

第4条 研究者は、自らが生み出す知識又は技術の質を保証する責任を有し、それらの専門的知識、技術及び経験を活かして、時代や社会の要請に応え、社会の発展と、人々の健康と福祉に貢献するという責務を有する。

（研究者の行動）

第5条 研究者は、研究の自律性が社会の信頼と付託があつて初めて成り立つものであることを自覚し、自らの専門的知識、能力及び研究方法の開発並びに維持向上に努めなければならない。

（研究活動における不正行為の防止）

第6条 研究者は、研究の全ての過程において、この規程及び公立大学法人神戸市看護大学研究活動における不正行為への防止に関する規程（2019年4月規程第109号）に基づき、データの捏造、改ざん、文献の盗用その他不正行為を行ってはならない。

2 研究者は、研究データ及び資料を適切に取り扱い、管理を徹底し、不正行為の発生を未然に防止しなければならない。

（研究における指針の遵守事項等）

第7条 研究者は、人間を対象とした研究を実施するときは、公立大学法人神戸市看護大学研究倫理指針に従わなければならない。

2 研究者は、法人の共同研究費を使った研究を実施するときは、あらかじめ、公立大学法人神戸市看護大学倫理審査規程（2019年4月規程第107号）に規定する倫理審査を受けなければならない。

（研究費の適正な使用）

第8条 研究者は、公的研究費（法人から措置される研究費，配分機関から措置される科学研究費補助金，受託研究，共同研究，助成金，奨励寄附金及び補助金等による研究者が法人において使用する研究費をいう。以下同じ。）を使用するときは，公立大学法人神戸市看護大学における公的研究費の管理等に関する規程（2019年4月規程第110号）及び公立大学法人神戸市看護大学研究活動における不正行為への防止等に関する規程に基づき，研究助成（補助及び委託を含む。）の目的等を最大限に尊重するとともに，当該研究費に定められた助成条件，使用ルール等を遵守しなければならない。

（研究の推進）

第9条 研究者は，携わる研究の社会的及び学問的な意義を吟味するとともに，積極的にその結果を公開し，当該学問領域における討議及び社会との対話に努めなければならない。

（研究対象者の権利擁護及び個人情報の保護）

第10条 研究者は，個人情報，データ等の提供を受けて研究を行う場合は，それらの提供者に対し，研究の目的，収集方法等について分かりやすく説明し，提供者から書面により同意を得なければならない。

2 研究者は，研究のために収集した資料，情報，データ等で個人を特定できるものは個人情報の保護に十分に留意し，漏えいの防止その他必要な措置を講じなければならない。

（差別及びハラスメントの排除）

第11条 研究者は，研究活動のあらゆる局面において，各個人の人格と自由を尊重し，属性や思想信条による差別を行ってはならない。

2 研究者は，研究上の優位な立場や権限を利用して，指導等を受ける者に不利益を与えるような言動をとってはならない。

（学生への配慮）

第12条 研究者は，学生の研究指導に当たって，学生個人の基本的人権を尊重し，福利に配慮するとともに，学生の学ぶ権利を保障しなければならない。

2 研究者は，学生に対する研究指導に係る適切な時間的保障及び質的保障に努めなければならない。

（動物の科学利用に関する配慮）

第13条 動物を教育，実験研究その他の科学上の利用に供する場合には，動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき，科学上の利用の目的を達することができる範囲において，次の事項に配慮しなければならない。

- (1) 動物を供する方法に代わりうるものを利用すること。
- (2) その利用に供される動物の数を少なくすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか，動物を適切に利用すること。

（安全管理）

第14条 研究者は，研究用装置・機器，薬品，材料等を使用するときは，公立大学法人神戸市看護大学毒物及び劇物管理規程（2019年4月規程第105号）に基づき，安全管理に努めるとともに，研究の過程で生じた残渣物，使用済みの薬品，材料等について適正に処理しなければならない。

（施行細目の委任）

第15条 この規程の施行に関し必要な事項は，細則で定める。

附 則

この規程は，2019年4月1日から施行する。